

学内授業料減免奨学金との併給について

■ 新入生奨学金

減免ルール：新入生奨学金による減免後の金額に対して、修学支援新制度による授業料減免を適用する。

新入生奨学金採用後の授業料の残額分について、修学支援新制度の採用区分に応じた授業料減免が適用され、さらなる授業料の減額措置が受けられます。減免方法は、秋学期の学費請求額から採用額分を減額します。すでに年間授業料をお支払いされている場合や年間減免額が秋学期授業料を上回る場合、過剰徴収分を11月に銀行振込による返金を行います。

例) 文系学部（新聞・心理・看護学科除く）学生の場合

併給パターン①

新入生奨学金（授業料半額採用） + 修学支援新制度（春：第Ⅰ区分 秋：第Ⅰ区分）



正規授業料912,000円 - (新入生奨学金採用額456,000円 + 修学支援新制度採用額456,000円)
= 授業料額 (要支払額) 0円

併給パターン②

新入生奨学金（授業料半額採用） + 修学支援新制度（春：第Ⅱ区分 秋：第Ⅱ区分）



正規授業料912,000円 - (新入生奨学金採用額456,000円 + 修学支援新制度採用額304,000円)
= 授業料額 (要支払額) 152,000円

併給パターン③

新入生奨学金（授業料半額採用） + 修学支援新制度（春：第Ⅰ区分 秋：第Ⅱ区分）



正規授業料912,000円 - (新入生奨学金採用額456,000円 + 修学支援新制度採用額380,000円)
= 授業料額 (要支払額) 76,000円

■ 修学奨励奨学金

減免ルール：修学支援新制度による授業料減免が優先される。ただし、修学奨励奨学金の減免額が修学支援新制度の減免額を上回る場合に限り、差額分を修学奨励奨学金から補填する。

「修学支援新制度」の採用者が「修学奨励奨学金」に採用された場合は、「修学支援新制度」の採用を優先とします。「新入生奨学金」のように両方の減額を受けることはできません。

ただし、両者の採用額を比較し、より多いほうの減免額を適用するため、「修学奨励奨学金」の採用額が「修学支援新制度」の減免額を上回る場合は、差額を「修学奨励奨学金」から補填します。「修学支援新制度」の採用額が上回る場合、「修学奨励奨学金」の採用額は0円となります。

重要！

授業料から奨学金減免額を引いた残額からさらに「修学支援新制度」の減免の適用を受けられるのは「新入生奨学金」のみ！



例) 文系学部（新聞・心理・看護学科除く）学生の場合

併給パターン①

修学奨励奨学金（授業料半額採用） + 修学支援新制度（春：第Ⅰ区分 秋：第Ⅰ区分）

正規の授業料 912,000円		
	修学奨励奨学金 456,000円	
	修学支援新制度 700,000円	
(最終) 減免内訳	修学支援新制度 700,000円	授業料額 (要支払額) 212,000円

正規授業料912,000円 - (修学支援新制度第採用額700,000円 + 修学奨励奨学金採用額0円)
= 授業料額 (要支払額) **212,000円**

併給パターン②

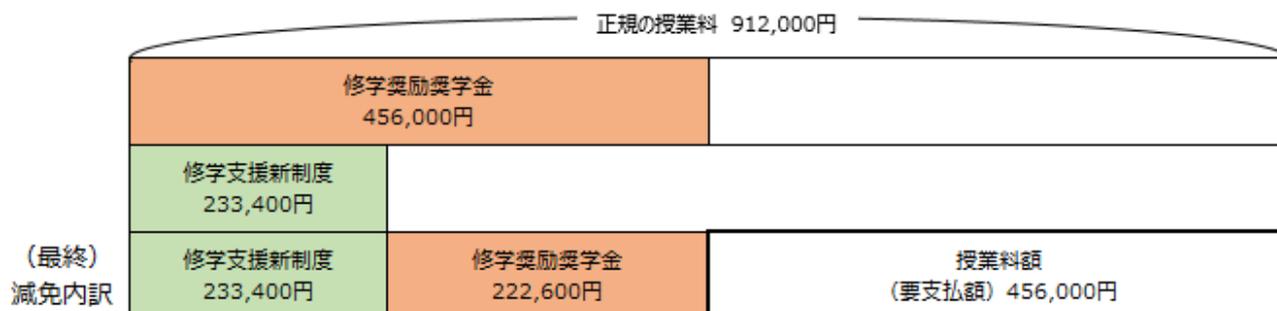
修学奨励奨学金（授業料半額採用） + 修学支援新制度（春：第Ⅱ区分 秋：第Ⅱ区分）

正規の授業料 912,000円		
	修学奨励奨学金 456,000円	
	修学支援新制度 466,700円	
(最終) 減免内訳	修学支援新制度 466,700円	授業料額 (要支払額) 445,300円

正規授業料912,000円 - (修学支援新制度採用額466,700円 + 修学奨励奨学金採用額0円)
= 授業料額 (要支払額) **445,300円**

併給パターン③

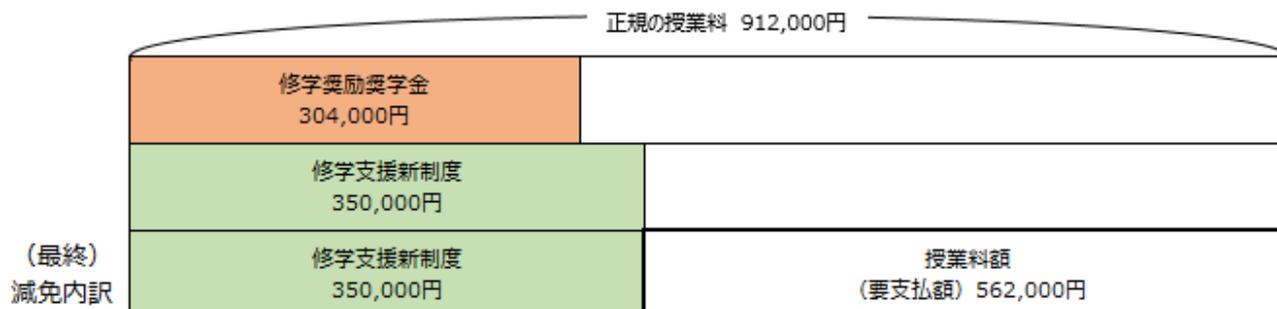
修学奨励奨学金（授業料半額採用） + 修学支援新制度（春：第Ⅲ区分 秋：第Ⅲ区分）



正規授業料912,000円 - (修学支援新制度採用額233,400円 + 修学奨励奨学金採用額222,600円)
= 授業料額 (要支払額) **456,000円**

併給パターン④

修学奨励奨学金（授業料3分の1採用） + 修学支援新制度（春：第Ⅱ区分 秋：第Ⅲ区分）



正規授業料912,000円 - (修学支援新制度採用額350,000円 + 修学奨励奨学金採用額0円)
= 授業料額 (要支払額) **562,000円**